



令和7年度 保育園・認定こども園・小規模保育室 入園手引き



入園を申し込む前に、よくお読みください。

【受付窓口】

〒366-8501 深谷市仲町11-1

深谷市役所 こども未来部 保育課 保育係

TEL 048(574)8648

FAX 048(551)4480

岡部市民生活課 川本市民生活課 花園市民生活課

保育園・認定こども園・小規模保育室とは

保育園・認定こども園（保育認定）・小規模保育室（以下 保育園）とは、保護者の就労、病気などのため、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者に代わって保育することを目的とする施設です。

保育の必要性の基準

入園することができる児童は、その家庭において保育の必要性が認められる（児童の保護者のいずれもが次のいずれかの事情により、その児童を保育することができないと認められる）児童です。

- ① **就労（居宅外労働）** 昼間家庭の外で仕事をしていること
（居宅内労働） 昼間家庭内で家事以外の仕事をしていること
- ② **妊娠・出産** 妊娠中または出産後間がないこと
※出産予定月の2か月後の末日で退園となります。
- ③ **疾病・障害** 疾病等の状態にある、または心身に障害があること
- ④ **介護等** 長期間にわたっての疾病等、または心身に障害がある親族を常時介護していること
- ⑤ **災害復旧** 震災、火災その他の災害の復旧に当たっていること
- ⑥ **求職活動** 児童の親が求職活動を行っていること
- ⑦ **就学** 児童の親が就学していること
- ⑧ **虐待・DVのおそれがあること**

	新入園（4月入園）	年度途中入園（4月以外の入園）
申請場所	保育課および各総合支所市民生活課	
申請期間（期限）	令和6年11月1日（金）から 11月29日（金）まで（土曜、日曜および祝日を除く。）	希望する月の前月の10日まで （10日が土曜、日曜または祝日に当たる場合はその翌開庁日）
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> 入園申込書 就労証明書または現況届（労働以外） 保育施設入園児童に関する確認書 認可保育園等申込みに関する確認書 	<ul style="list-style-type: none"> 入園申込書 就労証明書または現況届（労働以外） 保育施設入園児童に関する確認書 認可保育園等申込みに関する確認書
入園審査	<p>希望の保育園に入園が内定した場合は、令和7年2月中旬に内定通知を発送します。それまで特に連絡は行いません。ただし、市内園を希望のかた（市内在住者に限る）で希望の保育園に入園できない場合は、審査期間中（令和7年2月中旬まで）に電話連絡いたしますので、次のいずれかを選んでいただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 別の保育園を希望する。 イ 希望の保育園の空き待ちをする。 ウ 入園申込みを取り下げる。 <p>選考の結果保育園に入園できなかったかたには、保育園入園保留通知書を令和7年3月上旬に送付します。</p> <p>利用者負担額（以下「保育料」）・学童保育料に滞納がある場合は大きく減点となり、納付相談をしていない場合は期間外審査（11月29日までに申請したかたの審査終了後の空き状況による審査）に移行しますのでご注意ください。</p>	<p>入園が決定した場合、内定通知を送付します。</p> <p>入園できなかった場合、保育園入園保留通知書を20日頃送付します。</p> <p>また、取り下げの連絡がなければ、空き待ちとなり、その年度の3月入園の審査まで審査対象となります。</p> <p>ただし、保育の必要性が止んだ場合は、その時点で審査の対象外となります。（空き待ちのまま、出産予定日から2か月以上経過した場合等）</p> <p>次の年度の申込みは別途必要となります。</p>
	市外の保育園を希望の場合には保育園が所在する市区町村でそれぞれ審査を行うため、すべての希望園の結果が分かり次第、内定通知書又は保留通知書を送付いたします。	
入園説明	保育園にお問い合わせください。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 保護者のかたから提出していただいた申込書類等に基づき、保育の必要性の高い世帯（児童）から入園者を決定します。また、定員以上の申込みがあった場合は、欠員が出るまでお待ちいただくことがあります。 産休・育休明け等の理由で入園を希望するかたは、出生前であっても申込みを受け付けます。 転園申請について、入園決定後に元の保育園に戻る場合は再度新規入園の申請となります。 保育園入園審査結果について、通知発送前は電話でのお問い合わせに回答できません。 育児休業給付金の手続き等で入園申込書類の写しが必要なかたは、申請前にご自身で写しをお取りください。 4月入園を希望するかたで、12月2日（月）以降に申請をされた場合は、期間外申請となり期間内（11月1日～11月29日）申請者の審査終了後に審査を行います。 <p>【期間外申請受付期間：12月2日（月）～2月19日（水）】</p>	

・「認可保育園等申込みに関する確認書」に記載されている確認事項や市ホームページにある「よくある質問」を必ず確認してください。



よくある質問

- ・実際には入園希望の意思がなく保留を希望している場合でも、相談には応じられません。またご提出された申請書類は通常どおり審査を行います。
- ・入園保留となった場合でも、以下の場合はハローワークにおいて育児休業給付金の延長が認められない場合があります。詳しくはハローワークにお尋ねください。
 - ・申込みを行った保育所等が、合理的な理由なく自宅又は勤務先から遠隔地の施設のみである場合
 - ・申込みに当たり、市へ入所保留となることを希望する旨の意思表示を行っている場合
 - ・申込みをした入園の内定後にやむを得ない理由なく辞退して再度申込みをし、保留となった場合

1 提出書類について

(1) 入園申込書 児童1人につき1枚提出してください。

(2) 就労証明書 または 現況届（労働以外）

児童と同居（二世帯住宅、別棟含む）し、又は同一生計を営む父母が保育できないことを証明する書類です。

それぞれのかたにつき、次に掲げるもののうちいずれかを、入園申込時に提出してください。

なお、証明書類は、保育園に児童を2人以上申し込む場合であっても、1部で結構です。

公立学童保育室と同時の申込みの場合は、原本を保育園、写しを公立学童保育室の申込みに使用してください。

① 就労証明書 働いている場合（内定を得ている場合も含まれます。）

※産休・育休明けの場合

・所定の欄に産休・育休期間及び復職年月日を必ず記入してください。

・入園を希望する月の翌月15日まで（15日が土日祝の場合は次の平日。以下同じ）に復職する必要があります。

・就労証明書の「NO.9 育児休業の取得」の期間から短縮または延長できる場合は、必ず「NO.15 入所内定時育休短縮可否」または「NO.16 育休延長可否」欄をご記入ください。

・育児休業明けに入園が決定した場合は、入園後（復職後）に復職証明書を入園月の翌月10日までに提出してください。提出がない場合は退園となります。

※育児休業を取得した事業所（人事異動可）に復職することを前提に審査を行い入園を決定します。

同一の事業所に入園月の翌月15日までに復職しない場合や、退職又は転職をした場合は退園となります。

② 教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定現況届（労働以外）

働いていない場合（求職活動の場合も含まれます。）

※それぞれ以下に指定する書類を添付してください。

- ・疾病等の場合 医師の診断書の写し、身体・療育・精神手帳の写し
- ・母親の出産の場合 母子手帳の表紙および出産予定日が記入してあるページの写し
- ・障害者手帳をお持ちの場合 身体、療育、精神手帳の写し
- ・介護等の場合 医師の診断書の写し
- ・就学の場合 学生証または合格証明書の写し及び時間割など

* 注意・母親の出産の場合、出産予定月から2か月を迎えた月の末日で退園となります。

出産予定月を過ぎて翌月に出産した場合は、退園となる月の10日までに保育課へ連絡のあった場合のみ、確認後に実施期間が1か月延長となります。（市内保育園のみ）

・求職活動での保育園入園は、早急に勤務先を決定し、就労証明書を提出してください。入園月の翌々月10日までに提出がない場合は、退園となります。

(3) 保育施設入園児童に関する確認書 児童1人につき1枚提出してください。

(4) 認可保育園等申込みに関する確認書 児童1人につき1枚提出してください。

虚偽の申請は無効となります。入園承諾後においても、その承諾は取り消しとなります。

2 入園してから

(1) 保育時間

各月の1日が入園日となります。保育時間は園によって異なりますので、各保育園に直接お問い合わせください。

(2) 入園当初の保育

入園当初、新規入園児童が集団生活に慣れるまでの間は短時間保育となる場合があります

(3) 給食（市内保育施設）

3歳未満児 完全給食（主食代と副食代は保育料に含まれています。）




3歳以上児 完全給食（別途主食代と副食代がかかります。）

※アレルギー対応に関し、公立保育園では、医師の診断による「生活管理指導表」を提出していただいた上でご相談できます。私立保育園については各保育園に直接お問い合わせください。

(4) 変更の届出

次の場合は必ず保育課または各総合支所市民生活課で手続きを行い、園へ伝えてください。

なお、二次元コードが記載されている手続きはオンライン申請が可能です。

	提出物	提出期限等
家族構成が変わるとき		※変更が生じた時点で手続きをしてください。 
氏名が変わるとき	教育・保育給付認定変更届出書	
連絡先・居住地が変わるとき		
仕事先が変わるとき	就労証明書	※早急に就労証明書を提出してください。
仕事を辞めたとき	教育・保育給付認定変更申請書 教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定現況届（労働以外）	※変更が生じた時点で手続きをしてください。仕事を辞めた後、2か月10日以内に就労証明書の提出がない場合は3か月で退園となります。 
保育の必要量が変更になるとき	教育・保育給付認定変更申請書	毎月20日までに申請してください。翌月分からの変更となります。
退園するとき	教育・保育給付認定変更申請書	原則、退園する月の10日までに手続きをしてください。 

3 保育料

令和5年度より深谷市独自の事業として、保護者の所得にかかわらず、すべての子どもの保育料が無償化されています。

なお、無償化前の保育料の算定は、入園児童の世帯の市町村民税額と当該年度4月初日の前日時点での児童の年齢を基に行います。原則は父母の市町村民税額の合算で算定を行いますが、以下①②に該当する場合は同住所地番に居住する祖父または祖母の市町村民税額も算定に含めます。

①ひとり親家庭の場合で母（父）の合計所得金額が48万円未満である場合。

②父と母がふたりとも合計所得金額が48万円未満である場合。

※生活保護受給世帯の保育料は0円です。

※当該年度4月1日時点での児童の年齢が0歳から2歳の住民税非課税世帯の保育料は0円です。

4 マイナンバー

「行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用に関する法律（マイナンバー法）」の施行に伴い、保育園の申込み時にマイナンバーの記載が必要になりました。

「個人番号記載届」に、申込み児童及び同居している親族全員のマイナンバーを記載してください。申請受付時にはマイナンバーの確認及びマイナンバー法に基づく本人確認を行います。